

平成29年度 政令指定都市の権限移譲に伴う単位教頭会・副校長会への独立に向けて

1 目的

- 今後、政令指定都市の権限移譲に伴う単位教頭会・副校長会への独立に向けての新たな組織を編成するにあたり、その条件と全公教としての基本的な対応策を持つ。

2 具体的な条件及び対応

- ①会長及び研究部長・要請部長（調査部長）・事務局・事務局長（全国公立学校教頭会組織調査用紙に記載されている役職）が存在すること。
- ②政令指定都市組織編制表（仮称）を提出すること。
- ③全国要請部長会や全国研究部長会については、原則各都道府県教頭会・副校長会から1名の参加とする。希望がある場合には、前年度の第6回役員会までにブロック長を通して報告することにより参加を認める。
- ④負担金・拠出金については、従来どおり、各单位教頭会・副校長会、新たな政令指定都市による教頭会・副校長会の組織ごとに納める。
- ⑤会員が1000人以上で事務局を現職の副校長・教頭が兼ねる場合に限り、全公教からの発送物は、単位教頭会・副校長会を経由せず、直接全公教から発送する。
その他については、各单位教頭会・副校長会から従来どおり発送する。
- ⑥その他